

平成5年1月24日(日)

越谷市郷土研究会・第107回研究発表会・資料

史料構成による 新方領と新方領耕地整理

越谷市郷土研究会
理事 高崎 力

目 次

まえがき	3
I 新方領	4
1 領名の起り	"
2 中川流域の領	"
3 新方領	6
II 新方領耕地整理	8
1 明治中頃の新方領耕地の状況	"
(1) 概況	"
(2) 新方領域の用水状態	11
(3) 新方領域の悪水状態	12
(4) 水田の状態	"
2 新方領耕地整理創業総会までの経過	"
(1) 耕地整理の起り	13
(2) 大吉伏越樋管の改良工事	16
(3) 耕地整理反対運動起る	"
(4) 郡長の覚悟	17
(5) 新方領耕地整理と末田用水組合との協商	18
(6) 耕地整理中止運動	19
3 創業総会前の各派の動き	21
(1) 賛成派の準備	"
(2) 反対派の行動	"
(3) 賛成派の動向	"
4 創業総会の大奮闘	22
5 第二地主総会	24
(1) 整理派の動向	"
(2) 延期派の動向	"
6 断行派と延期派との協商の動き	25
7 新たな反対運動と仲裁	"
(1) 林西寺派より分離した東養寺派の動き	"
(2) 飯野、田中両県議仲裁を試みる	26
8 新方領耕地整理事業着工の慘事	27
9 用水路と共同苗代	"
10 明治43年の大水害と埼玉治水会の創立	28

11 新方領耕地整理組合と末田大用水組合との和解	28
12 新方領域内の湛水と下千間堀の開削	"
13 延期派地区の組合加入と耕地整理事業の竣工	29
III 新方領耕地整理のまとめ	30
IV 耕地整理後の現況	32
1 計画で成案を見なかったこと	"
2 堀と用水	" "
3 悪水	"
4 道路の種類	" "
5 反区と用排水	34
V 新方領堀の改修	"
あとがき	"

まえがき

昭和30年頃、郷土史調査の為ある年記者を尋ね、聞き取り調査をしているうち話が新方領耕地整理になった途端、その方の表情が急変し、

「あなたの家は賛成派か、それとも反対派でしたか」

「親から詳しくは聞いておりません」

「政党は…、政友会それとも憲政本党かね」

「それも聞いておりません。ただ、明治25年頃でしたか曾祖父の鉄之助が県下の自由党総会に出席したとか何かに書いてあったのを見ました」

「それじゃ、反対派だ」

それっきり話は途絶えてしまった。

新方領耕地整理問題が、個々の農民の心に与えた傷は深く、昭和の中期にいたってなお傷跡が残っていることに驚愕し、それ以来新方領耕地整理問題をタブー視して今日にいたった。

この後、世代は交代し、今では直接耕地整理に関わった人達は少なくなる一方、都市化の波は村民を二分して争った新方領耕地を呑み込みつつあり、農業経営者自身でさえ新方領耕地整理に無関心となりつつある。

今改めて当時の状況を再現し、若き大岡技師のフロンティア精神、不撓不屈の原又右衛門、延期派の卓識家、農民の土地に対する意識、度重なる紛擾（ふんじょう）の原因や真相を探り、一方この耕地整理地の上に乗って進められつつある住宅地化、市街化の問題、大きく都市化の原則や方向性をも考えることにより新方領耕地整理の現代的意義も包含していると思われてならない。

数ある史資料を時間的経過及び事業項目等に分類しただけで、未だ研究不足の為私見は控えた。用語も文語体を口語体に変えたが不十分のままである。関係する人名は必要最少限にとどめた。名称は改称多く、例えば整理前の千間堀は整理後は新方領堀、そして今では新方川。大吉伏越樋管は整理後新方領堀伏越樋管などである。

今回引用した史資料は次の通りである。

- 科学技術省資源局資料第40号 中川流域低湿地の地形分類と土地利用（昭36）
- 新編埼玉県史・資料編、通史編
- 越谷市史・二および五
- 春日都市史・近現代資料
- 岩槻市史・史料編五

- 埼玉県政と政党史・青木平八・埼玉県立図書館復刻叢書九
- 埼玉県人物誌・加藤三吾編集・歴史図書社
- 埼玉新報
- 国民新聞
- 関東新報
- 東京日日新聞
- 新方領耕地整理記念碑（大6、10）
- 頌徳碑（大11、2）
- 新方領堀改修記念碑（昭8、11）
- 新方領耕地整理組合竣工記念帖（大7、5）

I 新方領

1 領名の起り

鎌倉時代には郡、その下に郷・荘をもって土地の名としていたが、その後関東の地は中央の統制を失い地方の豪族が領土の拡張につとめ、その勢力の消長と自然の地形とによって限られた領域ができ、その時期が比較的長きに及んで同一領主のもと交通、経済等において密接な関係ができ一団として取り扱うことが便利となった。

全国的にはそれ程多くないが、埼玉県においては盛んに用いられるようになった。領名は領主名、城砦名、地形名、領内の主な地名を冠するなどその成立と深い関わりがある。（中川流域低湿地の地形分類と土地利用より）

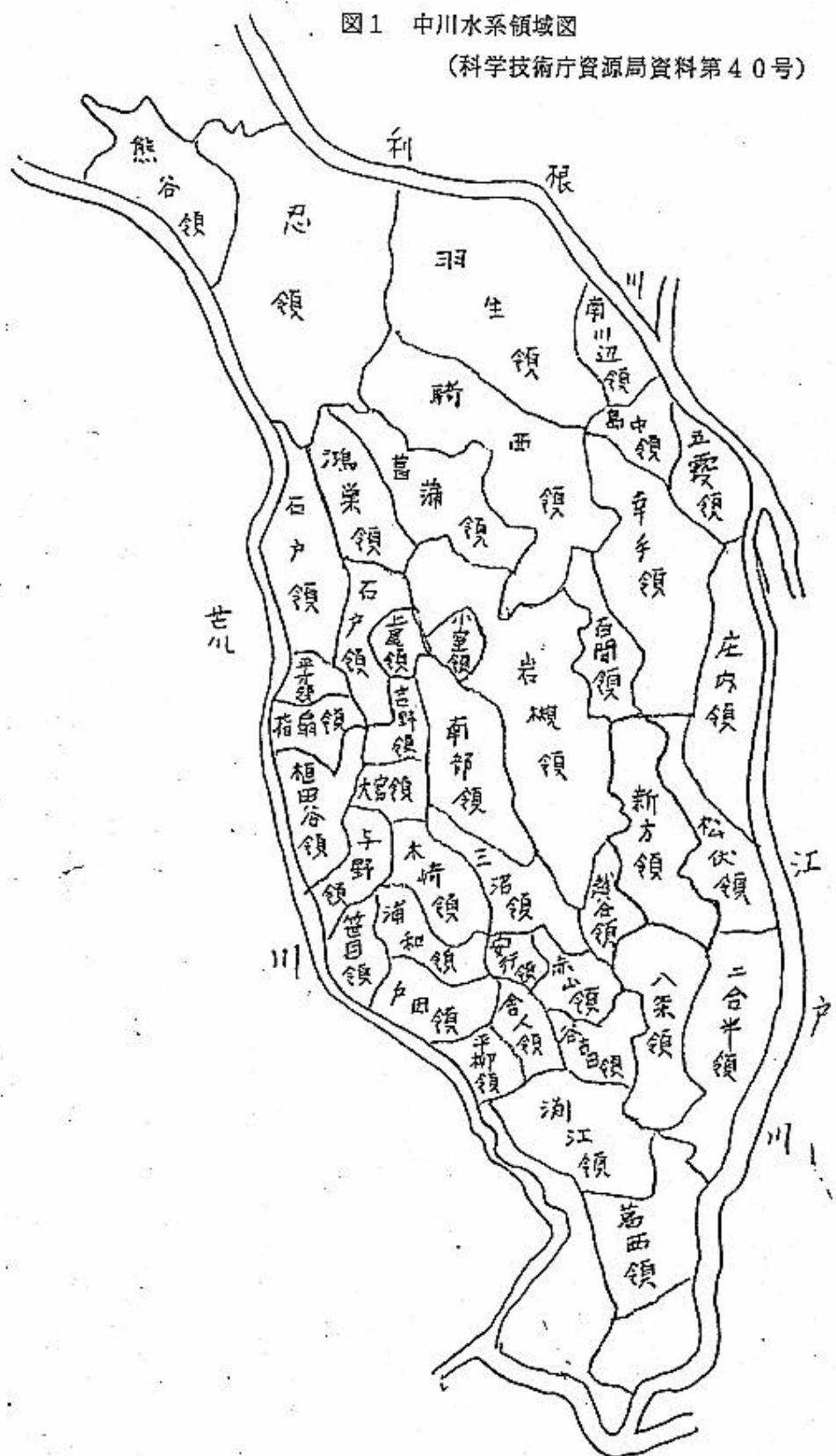
2 中川流域の領

領の名称を付けた区域は、とくに水利および洪水防ぎよの堤防により利害を等しくする一団の地域で、この内に多数の村を有し、村は民治の基本を認められ、これらが結束して公益にあたった。

中川流域はその多くが低湿地で利根川、荒川等の洪水を受け易く、また水利系統も複雑で個々の農民の力ではどうすることもできない状態にあった。そのため用排水路の整備や堤防の修繕等の大規模治水土木工事には、いくつかの村（明治22年以前の村・現在の大字）の共同体が必要で、領域内の村々の力が結集された。（中川流域低湿地の地形分類と土地利用より）

図1 中川水系領域図

(科学技術庁資源局資料第40号)



3 新方領

新方領はいつ頃から成立していったかは不明である。嘉暦元年（1326）10月3日に作成された下河辺荘新方検見帳によれば、下河辺荘には「新方」と称される地域があり、また年不詳の称名寺用配分状には下河辺荘に「河辺」「野方」といわれる地域区分もあり、これから下河辺荘は新方・河辺・野方という三つの地域に大別される。このうち新方は越谷市の北部、春日部市の西部、岩槻市の東部を含む地域。野方は茨城県南西部の総和町、五霞村、古河市などの地域。河辺は下方ともいわれ栗橋町、杉戸町、庄和町、松伏町、吉川町、および幸手市、春日部市の東部、越谷市南部、および三郷市にまたがる地域と推定される。（新編埼玉県史通史編より）

新編武藏風土記稿では、柏塙宿の八幡社につき「昔元弘年中（1331～1334）新田左中将義貞の家臣春日部治部少輔時賢なるもの当所を領し相州鶴岡八幡を敬信し鶴岡を写してここに勧請す、因て昔は新方の總鎮守にて社宇莊嚴……」とあり、また同じく市野割（一の割）の香取社につき「文禄元年（1592）円福寺の住僧祖慶が書せし縁起あり其略に当社元新方領の總鎮守にて……」とあり、さらに「昔享徳3年（1454）末太郎といえるもの奇異の靈護を蒙り鰐口を寄進せり」、その鰐口には「享徳3年（1454）本願末太郎・新方荘一枝目香取大明神鰐口」とある。

古隅田川はかつて大川であり、これと接続する荒川、利根川は古き時代の下総国と武藏国の国境であり、新方の地は下総国に属していたことは容易に理解できよう。その後利根川本流が今の古利根川筋を流れるうち新方の地域は下総国との支配関係や交流が途絶えがちになり、やがて武藏国に編入されていったものと思われる。

なお、新方領には領主なり在地土豪はいたのか。これに関する唯一の手掛かりとなるものは大松清淨院に伝わる「六ヶ村栄広山由緒著聞書」だけであり、年代等の相違もありあくまでも推論ではあるが、下総国の勢力下から隔絶し孤立化していった新方領に八条勢が侵攻し、次いで岩槻勢が援軍を送るなど謎を秘めているようだ。（昭63、6、26 越谷における中世の城館跡参照）

以上のことから新方荘、新方領なる名称や領域は既に中世から存在していたものと考えられ、荒川、古隅田川、利根川に囲まれた稀な領域である。領域の北方には春日部市八幡山砂丘から始まり古隅田川の南岸に沿って長宮地区の元荒川土手まで延長8kmにもなる新方堤をめぐらして領域内への洪水を防ぎよし、域内の広い後背湿地の中央には千間堀（新方領堀・新方川）が貫流し域内の大部分の排水の役割を持っている。詳しくは図2参照。



この形体は下河辺庄が解体されても、江戸期の領地の組換えがあっても変わることなく今日まで維持されてきたいわば輪中の村落共同体といえよう。

II 新方領耕地整理

1 明治中頃の新方領耕地の状況

(1) 概況

今では想像もできない耕地整理前の新方領耕地の概況を二つの資料で眺めたい。

旧新方領4145町歩は宅地田畠相交錯し、土地の高低起伏一様ならず、悪水路面は下流に往くに従い田面よりも高く常に汚水停滞して湛水尺余に及ぶ処多く、一度大雨いたれば勿ち泥海と化す。高地は又飲料水にも事欠く有様なので灌漑用水を取り入れても焼土に散水する程の効果もなく、農民は中路を挟んで水争いを絶ゆることなく、交通に至っては折角国道県道と東武鉄道が設けられても里道並に畦道が曲りくねり不便甚だしく、殊に湛水に浸って道路は崩壊し泥濘脚を没して車馬の交通なぞは思いもよらず、肥料や収穫物の運搬にも舟に依るか人の背に負うより外途なく、為に領内の農村は疲弊困憊に陥り民心従らに荒みて地主・小作人間の融和を欠き、若しこのまま放置すれば農村は荒廃に帰する外ない。（埼玉県政と政党史より）

湛水地に就いては表1の如く、豊春村上、下大増新田、谷原新田、川通村長宮、增長字茶花、大口字十町歩、武里村一の割、中野、薄谷、増田新田、柏壁町の一連続地は一見沼沢地の如く、各所に湛水程度を低減するための圍堤で分割しても、深さは四尺（1.32m）浅くとも二尺（66cm）以上にして殆ど半年は減水することなし。収穫も亦平均一俵内外或は苗草の長さ二尺（66cm）を要し小舟を使用して稻草を中途より刈取る如き想像にも及ばない所がある。

新方村弥十郎、向畠、大杉、大吉の千間畠両側は大雨の折同堀両堤塘より悪水汎濫して湛水深さ二尺五寸（83cm）内外に達し減水日数7日間を要す。

この外武里村大場、備後、大袋村袋山、恩間新田、三ノ宮向谷、川通村大野島、大谷、大戸、大森、桜井村平方、大沢町等にあっても大雨の際は湛水する所にて悪水排除に困難である。（新方領耕地整理竣工記念帖より）

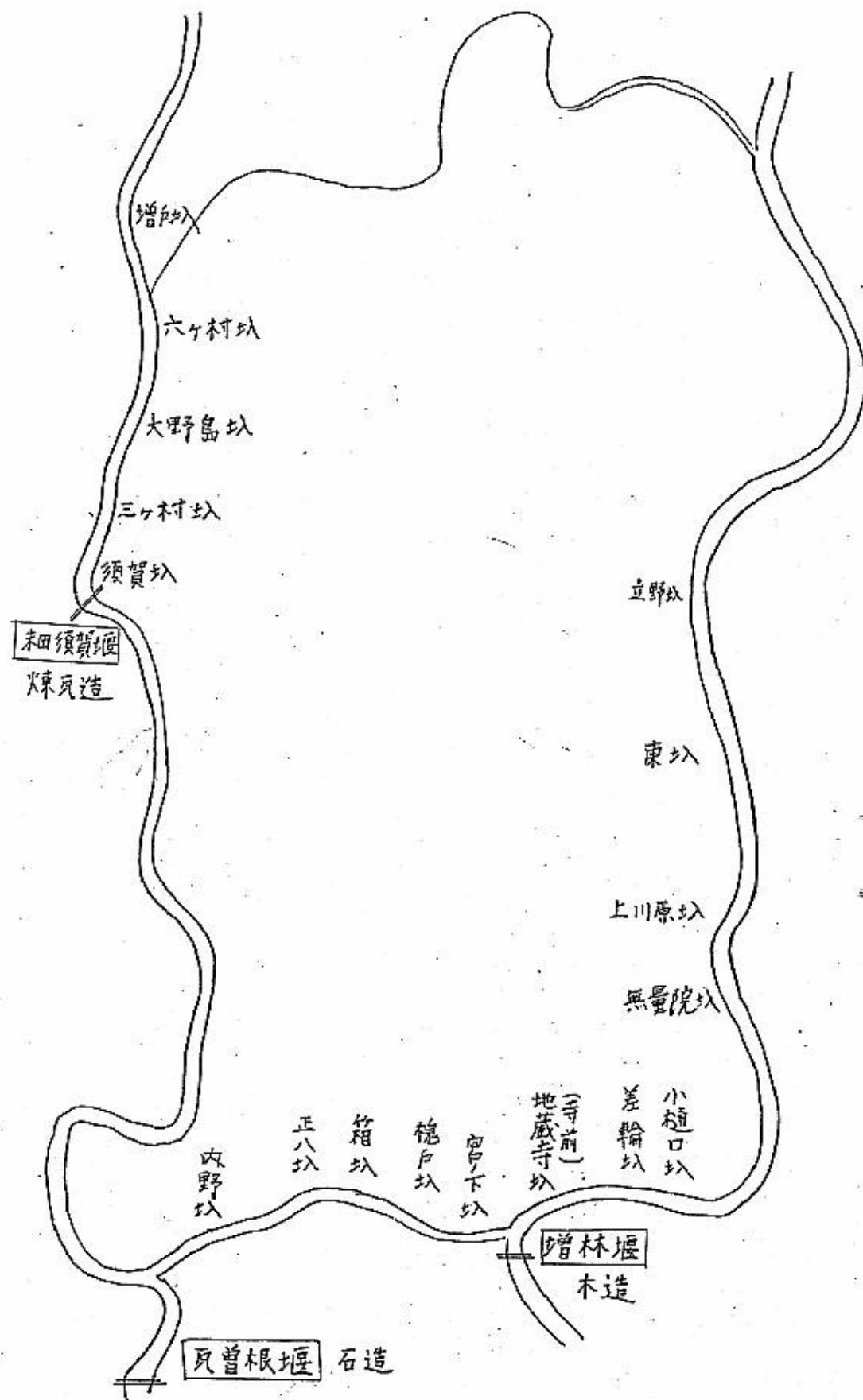
(2) 新方領域の用水状態

用水は元荒川、古利根川、見沼用水路より分流する黒沼用水より引水している。（図3）

表1 湿水被害程度表

字名	湿水面積	湿水深(cm換算)	湿水日数
川通村長宮	20町8反	40~50cm	15日
犬野島	2.8	43	15
増長	19.7	43	15
大口	18.8	30~50	7
大谷	6.6	40~92	7
大戸	12.4	27~60	7
大森	9	27~60	7
豊春村 谷原新田	21.5	66~99	15
上大増新田	39.5	66~99	15
下大増新田	40.1	66~99	15
武里村 一割	26.7	33~60	7~14
備後	21.5	33	15
中野	11.8	33~50	7
薄谷	12.1	27~40	10
増田新田	43.1	56~66	10
大場	21.7	23~26	30
大褒村 恩間新田	17.0	23~26	5
大竹大荒田	4.5	23~26	3~4
大道認口	7.9	27~30	3~4
大道達谷	2.0	23~26	3~4
大道房田	3.0	23~26	3~4
三野向谷	11.9	16~20	3~4
恩間新田	5.0	23~26	3~4
柳井村 平方	52.5	16~43	4~5
上間久里	8.9	66~99	10
下間久里	26.5	23~26 33	3
大沢町 鶴後他	51.3	46~83	3
柏壁町 五沼他	60.0	26~50	5
新方村 千間堀兩側	110.0	33~83	半年 7

図3 新方領の堀と堰（明治40年代）



○元荒川よりの取入用水権

扱 = 増戸・六ヶ村・大野島・三ヶ村・須賀(以上川通村)

灌漑面積 = 1019町歩余

○古利根川及び葛西用水路よりの取入用水権

扱 = 立野(備後)・東(平方)・上川原(船渡)・無量院(船渡)・小
種口(向畠)・差輪(向畠)・寺前(大吉)・宮ノ下(大吉)・楓戸
(大沢)・箱樋(大沢)・正八(大沢)・内野(大沢)

灌漑面積 = 396町歩

○黒沼用水は末流にして古隅田川を掛樋にて領域の北端を灌水。面積 61町

歩

・新方領全水田面積 2064町歩余

・上記用水権管面積 1475町歩余

差引 689町歩余

差引 689町歩余は用水を持たない「天水地」で、特に天水地の多い地域は
豊春村 - 谷原新田・上大増新田・下大増新田

武里村 - 増田新田・一の割

柏壁町

(3) 新方領域の悪水(排水)状態

領域内には北の会ノ堀、中央の千間堀、南の須賀堀悪水路の三川がある。

(図2参照)

○会ノ堀 排水面積 935町歩余

豊春村谷原落を頭首として武里村備後、桜井村平方にて古利根川に流下す。
約 2210間(3,978m)。排水口は古利根川増林堰枠の上流にあるため、
灌漑時期には逆流を受けるため各所に逆止土堰を設けて逆流を防止するなど排
水能力無きにひとしい。

○千間堀

領域内の中央低地を貯流し、その支川に豊春・川通両村界を流れる安川を併
せ、大袋村恩間新田に於て川通村大口より流れ来る中千間と合し、桜井・新方
両村を南北に中断し、新方村向畠地先にて桜井村平方より来る平方落を合わせ、
新方村大吉にて葛西用水路(逆川)を伏越(大吉樋管、整理後は新方領堀伏越
樋管と改称)し増林村にて同村花田地先にて内野樋管より来る須賀堀悪水路と
合流して増林村を横断し同村中島地先に於て古利根川に注ぐ。延長約七八〇〇
間(14,040m)水路の勾配不均等にして排水不良、特に4号国道以北で

は停滞水を有し、1年を通じて湛水尺余(30cm)に及ぶもの数か所有る。

○須賀堀用悪水路 排水面積三〇〇町歩余

川通村新方須賀に始まり同村大森、大袋村三ノ宮の宅地添えを経て大袋村大道の耕地を両断し、同村大竹・恩間、桜井村上間久里・下間久里・大里、大袋村大林と順次宅地添えを流れ同村大房、大沢町の耕地を過ぎ逆川を内野樋管にて伏越し、増林村花田地先にて千間堀に合流す。延長四八〇〇間(8,640)。用悪水兼用のため下流では常に用水不足するため用水期には内野樋管を開鎖して用水引き入れるが、大雨時に樋管を開くも排出力十分に発揮できない。

以上の三大悪水路は各々その欠点を有し、また領域内のクモの巣如き水路のほとんどが用悪水兼用水路である。

(4) 水田の状態

(2) と (3) からして新方領内の水田の多くは湿田であって表2に見られるように乾田は川通村、大沢町、桜井村の一部に過ぎない。二毛作田は大沢町の5反歩のみである。

表2 乾田、湿田の歩合表

(村名)	湿田に対する乾田歩合	二毛作田
川通村	3割7分	0
豊春村	0 0	0
武里村	0 0	0
大袋村	0 0	0
荻島村	0 0	0
桜井村	6割6分	0
大沢町	5割0分	5反
柏壁町	0 0	0
新方村	0 0	0

2 新方領耕地整理創業総会までの経過

(1) 耕地整理の起り

現代以前に於ても小単位・小地域で耕地整理に類似した農地土木作業は行われていた。後に耕地整理反対(時期尚早延期派)の理由の一つになる平方地区においては、既に200年前に耕地整理に近い工事を行い、会の川(利根川の旧流路の一つ)の自然堤防を開さくして千間堀に排水する平方落を造成してい

る。また領域内では昔から用悪水兼用形の川が多く千間堀では桜井村地内に於て大泊・大島の両堰枠を設け灌漑用水に使っていたため利害関係を異にする堰枠の上下の村々で確執していたが、明治39年両堰枠による用水関係区には須賀堀より分水する用水路を新設して両堰枠を撤去した。このような部分的解決は限定された狭い地域での小康を得たるに過ぎなかった。（竣工記念帖より）

政府は農業生産力増強政策として明治32年耕地整理法を公布した。埼玉県では政府の方針を受けて明治34年耕地整理費補助規則（補助金制度）を定め、土地改良、用排水、交通運搬、労力減、二毛作田の造成など農業生産の増大を図るために耕地整理を奨励したので明治38年には県下21地区で耕地整理が実施された。

とはいっても、当時の農民の多くは莫大な費用や先祖伝来の土地取上げ交換などに強い抵抗を感じる一方で、例年水害と旱害に苦しめられて治水、治田の必要性を考え合わせた複雑な気持ちであったという。

新方領耕地整理は、明治40年6月柏壁町、新方村における耕地整理基本調査の出願に始まる。県より石田農業技手が柏壁町に、山下農業技手が新方村に出張調査したところいろいろ考えるところがあり、県耕地整理係主任松尾技師並びに大岡技師が実地踏査の結果、「このよう地域では一ヵ町村程の部分的耕地整理施工は多額の経費がかかりながらその効果は伴わない」との見解を示し、むしろ川通村、豊春村、武里村、大袋村、桜井村、大沢町、柏壁町、新方村、荻島村の2町7カ村の大々的な基本調査の必要性を時の神谷南埼玉郡長に進言し、同年10月迄調査を続行しその成果を発表した。（竣工記念帖より）

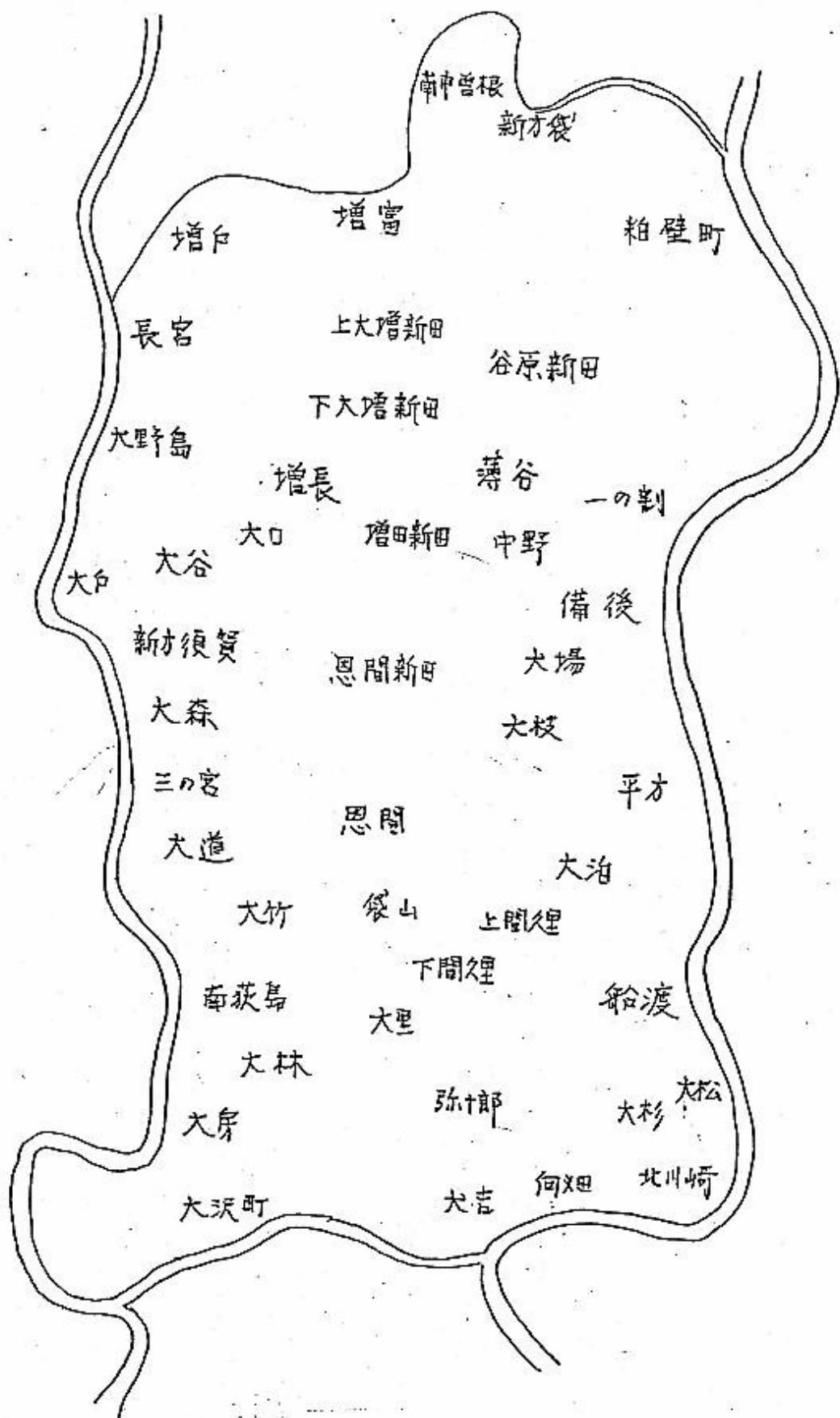
（図4）

こうして新方領域の各村においては急速に耕地整理の気運が高まり、桜井村の場合は村長名にて明治40年11月22日付の「新方領耕地整理施工に関し御面談申上度儀有之候……」なる通知を村会議員、各大字区長宛てに発送した。これにより選出された各町村の発起人は翌41年3月30日発起人大会を開き、耕地整理の大要を決議し、発起事務長には奥田栄之助南埼玉郡長を推し、武里村大場の光明寺内に耕地整理発起事務所を設けた。（越谷市史）

（2） 大吉伏越樋管の改良工事（排水の確実）

一方、耕地整理を施工するに先立って解決しておかなければならぬことは用水の確保と排水の確実である。用水については領域内の地形が概括的に北西高－南東低を考慮して元荒川より引水し、排水は従来より排水幹川としていた千間堀を使用して逆川（葛西用水堀）の下を潜らせ増林村を経て古利根川に落す外良策がなかった。それには大吉伏越樋管の改良の必要性を生じ新方領悪水

図4 新方領耕地整理区の大字名



路組合と交渉することになった。

然るに通水をよくすると下流の増林村（整理区外）では一朝出水時には忽ち氾濫の恐れが生ずるとの異論が持上がり工事に反対することになり、調査の進行を阻止し、暴力を用いてまで反対するようになり当面の責任者たる神谷郡長も手のつけようがなかった。しかしながら若しこの工事を進行さすことができないと県は農商務省に対して面目が立たぬため遺憾ながら神谷郡長には旨を含めて明治41年3月27日休職を命じ、同日秩父郡長奥田栄之助を南埼玉郡長としてその衝に当たらせた。郡長を休職までさせたのは、明治40年7月、神谷郡長在職の時新方領耕地整理の議が起り、これ程の大面積に亘る耕地整理はわが国としても県としても初めての事業であるから、その成否如何は他府県における耕地整理事業にも多大の反響を及ぼすので県当局も頗る大事をとった。この計画が県を通じて農商務省に認可を申請すると時の農相松岡康穀も非常に力を入れ大久保知事に対しできるだけ補助を与え万難を絶しても之を成功せしめよとの内訓があったからである。（埼玉県政と政党史より）

ここで耕地整理事業を進める上での伏流としての県政界をみてみよう。明治15年に改進党県支部が結成されてから、明治26年までは同党が県会において絶対的に優勢であったが明治27年以降は自由党（政友会）の黃金時代となり、新方領耕地整理問題が起こった明治40年には県議の改選があり、その結果当選議員による政党の分野を見ると、政友会16名、憲政本党14名、革新派4名、中立6名に分れ、何れの政党も自派の力のみを以ては県会の大勢を制し難きに至ったので、勢い革新派並びに中立議員に向かって政憲両派の間に猛烈なる争奪戦が開始されていった。

当時、南埼玉郡における政党の分野も県政界と同様で、政友会6名、憲政本党4名、の割りで出羽村の中村悦蔵は政友派を代表して越ヶ谷方面に頭を唱え、憲政本党は武里村の原又右衛門が郡内を牛耳っていた。新方領の耕地整理はその地区内の関係上自然原又右衛門が宰領する事となった。然るにこの地方は往年長瀬・大島の政争以来住民は互いに政党的に対立反目することが多く、事毎にこれを政争の具にしてきた。耕地整理問題も亦必然的に政争の渦中に捲き込まれ政友派は新方領耕地整理の結果元荒川及び逆川の疊水に甚大なる影響を来すとの理由で反対していた。（埼玉県政と政党史より）

奥田南埼玉郡長は「千間堀伏越樋管の改良工事に着手したいので篤と御協議したいので明治41年10月25日、大沢町大松屋へ村内重立者の三名同道願度」旨を増林村長今井晃に通知した。当日村長今井晃と榎本英蔵の両氏が出席したが成果を得ず散会した。（越谷市史）

奥田郡長は原又右衛門の奮起を促し、原も旱生の事業としているので多大の

私財を投じてまで反対する増林村の有志の説得に当たったが、同志の一人今井晃の反対もあって話がまとまらず、村民も賛否両派に分れて争うようになった。ここにいたって潮止村長田中四一郎、綾瀬村長坂野喜四郎、大門村駒崎幸右衛門が仲裁に入ったが双方頑として譲らない。奥田郡長は意を決して夜中密に増林村に至り、当時村内に於いて徳望家の聞え高く且つ今井晃とは親交のあった関根宗輔を訪ね尽力を請うた。温厚な人だけに話も容易に打解け関根自らこれを引受けて村民にその利害を説いてくれたので増林村の空気は緩和され、下流の河敷を浚渫する等7項目の「千間堀ニ関スル協約」が千間堀悪水路普通水利組合管理南埼玉郡長奥田栄之助と増林村長今井晃の間で結ばれた。

工事費6万円のうち二分の一は県費をもって補助し、工事は従来の樋では通水が悪いので煉瓦を用いて伏せ換えることになった。いざ工事に着手してみると予想外の難工事で、その間に工事技術者が砂利、セメントを喰ったとか、樋管口の両袖を旧のままにせよなどの騒ぎがあったが郡長はこれらをなだめ明治42年3月に至り工事は竣工し、新方領堀伏越樋管と改称した。（埼玉県政と政党史より）

(3) 耕地整理反対運動起る

明治40年11月から翌41年3月にかけ13回にわたって新方領内を巡回して耕地整理基本方針および規則等の説明会を行い地区内の取りまとめを精力的に推進してきた神谷郡長は明治41年3月27日休職。これに先立ち明治40年12月14日には耕地整理を推進してきた大久保知事は農商務省商工局長に栄転し、知事に京都府内務部長島田剛太郎が着任し、ここにおいて行政側の島田知事・奥田郡長のコンビにより新方領耕地整理が推進されることになった。

明治41年4月には耕地整理実施調査の出願をし、明治41年5月から翌42年2月にかけて耕地整理実施調査並びに耕地整理事業申請の準備に取りかかった。

奥田郡長と原又右衛門は手分けで地区内を奔走して耕地整理組合創立のため関係村民の調印をまとめねばならない。しかし当時多くの農民は耕地整理の目的、性質、利益について知らない。また先祖伝來の土地を手離すことへの不安、負担金額などで容易に調印をしない。学校、役場、寺院等での集会では奥田郡長と原とは主に事務上に就いて、大岡大三技師は技術上について声をからして説いたが反対するものが多くいた。（埼玉県政と政党史より）

一様に耕地整理反対とはいってもすべて反対、時期尚早延期、耕地整理地区除外など様々である。これら反対の動きは豊春村、川通村、大袋村、桜井村、

大沢町などの一部に起り、桜井村平方では明治41年4月14日に「新方領耕地整理地区外期成同盟会」が結成された。しかも村内はいうにまでもなく大字内においても賛成者、反対者が交錯し、しまいには耕地整理推進派選出の発起委員や常務委員は字内地主たちでは選出して居ないとの届けが村長等に提出された。（越谷市史）

郡長等は人力車を定雇として日夜八方に飛び取りまとめを急いでいると反対派は壯士を使って凶器を以て要撃するとの血なまぐさい流言に怖れて車夫が姿を見せないのでワラジばきで駆けまわりしらみ潰しに村民を説き調印をまとめていった。（埼玉県政と政党史より）

このような状況の中で常務委員事件が起きた。新方領耕地整理区内各町村に各々二名宛ての常務委員なるものを設け、未だその筋の認可を受けず、かつ発起人会をも開かず勿論地区内土地所有者には何らの相談もなく常務委員等の専断を以て柏壁銀行より金1720円を借入れ常務委員等は去る6月（41年）以来各自金6円宛の月給を取り居るというが随分虫の好きな話しならずや。もっとも新方村の常務委員だけはこの事にあづからずという。また柏壁町の常務委員は同町における田一反歩に付金12銭宛地価を余分に書き上げ合計地価1500円の虚偽の報告をなし地価均一の曉に大いに為にする処あらんとせしがこの事新方村常務委員の探知する所となり紛擾起しが深野恒三郎、尾崎麟之振、原又右衛門の三氏の仲介により漸く落着した。地区内人民益々不安の念を起こすに至り該組合を破らんと、いよいよ整理に着手せらるるに於てはやむを得ざれば最後の手段に訴えんと協議し既にピストル三丁を買い入れたとか、万一円満に進行せざる時は同領内に血雨腥風の惨劇を現出するやも知れずと憂慮しつあるものもある。（明治41年9月1日付埼玉新報）

（4） 郡長の覚悟

もし万一この事業が中止に至らば自己の不徳は勿論政府に対し県の面目が立たず自分は国家の為に責を負わねばならぬと知った奥田郡長は明治41年9月10日島田知事を訪ね「身不徳の致す処、まことに申訳ないから郡長を辞職致します」と申出ると、島田知事は奥田郡長の決意を見てとり、かつ一切の事情も知悉していたので「決して君の不徳の致す処でなく、何人がその衝に当たっても紛争をかもすに相違ない、君の心持ちもよく判っているから辛棒してぜひやり遂げてもらいたい」。奥田郡長は「この事業を進める為相当無理を押し通さねばなりません。この点を県が認め場合によっては警察力の応援を仰ぐことになると思いますがご諒承願えましょうか」。島田知事は「万事承知したから

やれるところまでやれ」と請け負ってくれたので意を強くして創立総会に向けて動き出した。（埼玉県政と政党史より）

（5）新方領耕地整理と末田用水組合との協商（用水の確保）

新方領耕地整理については未だ水源を見出すに至らずと、整理事務長たる奥田郡長が言明した処だが、万一元荒川の水を勝手に引用せらるる如き事ありては一大事と対岸なる末田用水組合では委員を設けて水量維持の運動を開始、県庁にも陳情していた。耕地整理側では水源を求むるため葛西用水組合に対し引用水の承認を求める一方末田須賀堰梓普通水利組合にも明治41年11月13日同様の要請を為したるが、同水利組合では12月21日の組合会に於て、2名に対し12名の大多数を以て用水引用の承認を与えないことに決した。新方領耕地整理区への引用水は末田用水組合区域の灌漑用水の不足を生じる恐れからこれまでにも郡役所や県庁へも陳情をしていたが、県庁は職權を以て末田用水側を圧迫しあくまで新方領の耕地整理を現設計の如く断行せしめんとするので、同組合の委員井出庸造、中村悦蔵、大塚善兵衛ら10余名は明治42年1月12日内務省に出頭し陳情した。（明治42年1月13日付埼玉新報）

その後末田用水組合は新方領耕地整理地区の委員と数次にわたり接衝を重ね県庁や内務省にも陳情してきたが先般遂に交渉不調になり、明治42年1月30日これが報告会を出羽村四丁野迎撫院に於て開会。組合員300余名に達し同組合管理者中村悦蔵は今日までの経過報告を為し、今後の運動方針をはかりたるに、新方領耕地整理創業総会を不成立にする手段を講じると同時に2月1日一同打揃って当局官庁を訪問せんと決議したるところ臨監の越ヶ谷町分署詰山中巡查部長は例の臆病風に吹かれて懇々説諭するところあり一同その旨を諒とし無事散会す。（明治42年2月2日付埼玉新報）

末田用水組合対新方領耕地整理地区の紛議に関し協商問題起り、県当局者、有志斡旋の結果明治42年2月17日県庁に於て双方の協商会を開くことになり仲裁者川上参三郎（埼玉新報社主）、飯野喜四郎、駒崎幸右衛門連名にて原又右衛門（耕地整理側）、中村悦蔵（用水組合側）の二氏に書面を発送した。（明治42年2月17日付埼玉新報）

昨年末より紛擾を重ねてきた新方領耕地整理地区対末田用水組合との葛藤は遂に一昨日より昨日に涉りて飯野喜四郎（県議員）、駒崎幸右衛門（同）及び本社の川上の尽力により双方異議なく落着となる。始は耕地整理側の總理とも見られる原又右衛門氏、其反対者たる用水側の堰梓管理者中村悦蔵（前県会副議長）なれば双方互いに主張する処あり。若し一步誤ったときはわが関係町

村の不利たりとて容易にまとまらず、さては一地方の治乱に大関係ありとなし、郡長、警察署長、勧業課、知事に至るまで大いに心を痛めた。一昨日は朝10時に県庁に集まつたが決せず、耕整派は山口屋に、用水派は伊勢屋に宿泊、仲裁人は夜を徹して両宿泊場を往来し、翌日朝に至り調停の端緒を見い出し、午後3時県庁にて双方とも協定案を取交すことになった。協商の内容は耕地整理地区が用水組合より新たに給水の承認を得たるは200町歩なり。（明治42年2月19日付埼玉新報）

末田用水組合は出羽村四丁野迎撃院にて例の水量保持問題に対する運動経過、新方領耕地整理地区との妥協成立の報告会を開き、管理者中村悦蔵の報告、飯野喜四郎氏の仲裁者としてその経過を述べ無事散会。委員諸氏は大沢町の大松屋での懇親会に赴いた。（明治42年2月23日付埼玉新報）

（6） 耕地整理中止運動

新方領耕地整理地区内の中止派の諸氏は、耕地整理尚早論者として過般來中止運動を為してきたが、明治41年11月30日整理事務長たる奥田郡長宛て「新方領耕地整理延期申請書」を提出した。内容を要約すると、先ず前文に於て「さきに本郡耕地整理の計画ありて、われらその業の有益にして國利を興し民副を増進する所以なるを以てこれに賛同し、以て一日も速くその福利に浴せんことを希望し郡当局並に耕地整理発起人の熱心なる勧誘に基き本事業に対する些細な研究を試みず同意書を提出したるも、種々研究の結果左記該当項目に付疑問点あるを以て整理に付ては相当なる注意を払い、この疑問点を解決せられんことを望む」とし、四項目を挙げている。

第一 整理予算に安心を得られざる事

1反歩5円41銭9厘うち1円50銭県補助、差引3円91銭9厘にて工事結了見込とあるが、県下他地域の耕地整理の現状などからこの予算は信じられない。

第二 悪水路の千間堀下流（整理区外の増林村）の拡張を整理と同時に為す事。土地改良とは排水灌漑完備をいう。第二期工事というは必要を認めないと同じである。

第三 工事に関する費用並びに増歩等はその字々毎に区分すること。 共同事業への不安

第四 用水水量に不足を生じないか。

以上を顧みず整理に着手すれば後日悔やんでも及ばない。整理事業は一旦着手すると中止はできない事業であるので措置を望む。

また「新方領地主諸君に警告す」の檄文を地主らに配布した。内容を要約すると。

- 第一 用水の確保の不安。
- 第二 黒沼笠原用水路の渠敷高低の問題。
- 第三 大吉伏越の排水量並に会ノ堀排水方法。
- 第四 整理経費のあいまい。

(明治41年12月20日付埼玉新報)

中止主唱者の一人で卓識家といわれる人に埼玉新報の記者が会見し意見を聞くことができた。

「二毛作が何れの土地にも適するという訳にはいかない。越ヶ谷付近の稻の植え付けは5月上旬から6月上旬。麦の熟期は6月上旬から中旬で刈取の後稻の植付は到底不可能である。しかも肥料を要し労力も要することから差引余りお陰はない。また油菜の場合では早熟種でも成熟に至らない俗に赤種子と称する最下等品になり価格は甚だ低廉になる」

排水については他地区の例などを挙げ

「整理後は陸羽街道（四号）以東は降雨毎に溝水し稻は水腐する」「上郷では肥料が流失する」「水と言うのものは大雨後の激流は非常なものであり、また乾水の場合は地下に吸収されるので少し位の水を流しても溜り水もできない。実地と卓上計算との大相違を生じる訳である」

川の直流水については

「高低強ければ流下烈しく水を蓄える事はできない。高低少なき時は流水遅々として容易に流下するものではない。河身の直線は流水の緩急程度を失したもの」と述べている（明治41年12月16日付埼玉新報）

混乱の中にあっても耕地整理派は着々と事業開始に向けて動きだし、明治42年1月6日には農商務省に向けて発起認可申請書を提出し1月22日には早くも主務省により認可された。この間、耕地整理延期派は明治42年1月22日大袋村大房淨光寺にて今までの運動の経過報告を行った。当日は800余名が来集し、「新方領耕地整理に対し我々同意者は本年整理に着手するときは用悪水は勿論諸般の点に於いて危険なるを以て延期するを相当なりと認む」と満場一致で決議した。当日の警察の警戒は頗る大袈裟にて本部より吉田保安課長を始め岩槻署長は勿論各地より100余名の応援巡査を出張し要所に非常線を張ったが秩序ある集会として何事もなかった。（明治42年1月24日付埼玉新報）

延期派は明治42年2月2日午後1時より川通村大戸第六天前笠屋にて演説会を開く、聴衆は500余名参集し午後5時散会す。（明治42年2月4日付埼玉新報）

3 創業総会前の各派の動き

(1) 賛成派の準備

反対派が演説会を開き多數の同志を誘引したればさきに賛成の調印をしたる者までも委任状の取り消しを為す者あり。半信半疑の者は断然反対側に立つ者あり。遂に全地区を合して三分の二強の賛成を得るには難しい事情を具して申請したのか農商務大臣は非常の特例を以て遂にその反対する者の地区を除外するの命令を発したり。即ち

上郷においては大森、大野島、増戸、増富、新方袋、中曾根。

下郷においては大房、大林、船渡、平方の10大字である。しかし字内全部除外ではなく耕地の都合で参加とせられたり、また用水悪水の通路では参加を強制された者もある。

(2) 反対派の行動

地所名義の書換をなし或は1反歩にして100余名に分割したものありと聞く。中にはこのときを機として高価に売りつけたもの、買取ったものあり。一昨日（3月29日）夜より昨日にかけその運動事務所たる桜井村平方の林西寺に詰め、昨日4時頃より柏壁町笠屋旅館に転所の予定のところ笠屋は賛成派に於てすでに借り入れられ、料理兼席の島万楼なるか。今朝（3月31日）は午前4時より同志500余人、八幡山に集会し時間を計りヒシヒシ会場へ詰めかかる計画なり。

(3) 賛成派の動向

反対派が地所名義の書換をなすを聞き、スキー一大事と発起人はテンデにその筆数を増加し昨夕に至りてようやく書換えを結了した者さえあり。謂所発起人と称する者昨日午後より柏壁町に入り宿泊券なる切符を各自に配布する筈なり。凡そ500人。また法律顧問として塩入太輔、野口本之助に依頼し昨日柏壁へ到着。（以上（1）～（3）明治42年3月31日付埼玉新報）

4 創業総会の大奮闘

新方領耕地整理創業総会は明治42年3月31日午前9時より柏壁町岩槻新道の天理教会において開催された。

○ 総会前夜の模様

30日の夜は断行派、反対派両派の人々柏壁町に集合する者約1000人。種々の紛擾起こると思いきや案外に平穏無事。断行派は笠屋旅館を本陣となし原又右衛門は天理教会の会場に宿泊。また反対派は同町島源方を本陣としたが至って平穏。同派は飽くまで立憲的行動を執りたとえ総会で破れても他の方法を執りその意思を徹底すると平氣の構え。

○ 警察の警戒

前日来不穏の状況にあったので、警察本部より吉田保安課長出張し、岩槻、杉戸の両警察署長、久喜・越ヶ谷・大宮の三警察分署長等巡査100余名率いて会場警戒。

○ 剣客の入場

大日本武術会本部長とか、安神湯薬舗杉田敬二、茨城県人石塚万蔵とかが剣客を引き連れ左腕に赤布をまとめてその目印とし当日会場に入り込み彼是と指図したるは特に人目を惹いた。（以上明治42年4月1日付埼玉新報）

○ 反対派の締出し

定刻会場を目指して集まつてくる町村民中には反対派が相当入り混り総会を混乱せしめ不成立の策戦が看破されたので断行派は一策をめぐらし会場の入口に柵を設け来場者を一々帖簿と照合し賛成派のみ入場させた。それでも反対派は柵を乗り越え或いは下を潜つてまぎれ込むので警戒中の岩槻署員は発見次第用捨なく追い立て場外へ曳き出し拒む者は検挙したので会場内外は紛乱を極め罵る声叱咤する声で騒然となつた。

奥田郡長は機に臨む一方策として当時衆望のあった柏壁町の多額納税者田村新蔵氏病氣引籠中のを強いて動かし固辞するのを切に頼み総会の議長に推しその代り一切の説明は奥田郡長が引受けた。

数十名の私服巡査を会場内に配置させ、原又右衛門は万一を慮り奥田郡長始め組合当事者の身辺を気遣い獵銃に装弾レスワという時はぶっ放さんと身構えていたが幸いに事なきを得た。（埼玉県政と政党史より）

○ 断行派機先を制す

断行派は村や字の有力者を受け付けの任に当らしめた結果700余名出席中延期派は僅々10名内外、9時15分場内満員の故を以て通用門を締め切りたれば反対派は会場付近の路傍烟中に佇立しその数400余名。

○ 一渦千里の決議

柏壁町田村新蔵氏を議長に指名選挙したる所同氏はまた奥田郡長を代理議長に選任し議事に移る。設計書の議定、規約の議定、議事録の署名者の指名、耕地整理施行規則第9条の承認、発起一切の事後承認など可決し、9時45分歓呼のうちに閉会。反対派は「議長」「議長」を連呼したるも無視された。

○ 反対派の決議

当日反対派500余名は柏壁町景勝院に再集合し、「創業総会の決議は吾々多数権利者を出席させず正当なる決議と認めない。我々を門前に遮断したるは権利の無視」の決議をし、猛り立ちたる500余名は上京の途につけり。

(以上明治42年4月1日付埼玉新報)

○ 反対派の決起

反対派は創業総会に齟齬を来たしたので、この上は農商務省に陳情し組合に対する主務省の認可阻止するより外なしと、600名近い農民は蓑笠を身にまとい、草鞋脚綆もいかめしく夫々握り飯を用意して東京指して押し出した。浦和署長武田熊藏警視はこの急報に接し、直ちにその旨を警視庁に通じたのでその命を受けた千住署長は数十名の警官を率いて千住大橋に出張し、これら農民を喰い止めようとした。農民側も早くも警察隊の配置を察知し、600余名は隊伍を解き人目につかぬよう三々五々伴れ立ち私用に見せかけた。それを覚った保安課長吉田吉三郎は一隊の警官を隨え東武鉄道を利用して先回りし農民の行手を遮り、折柄応援の為到着した有瀧越ヶ谷署長の一隊を合わせ草加町外れの松並木に勢を伏せ待つとも知らぬ農民は口々に「奥田郡長を追い出せ」「耕地整理だなんてとんでもねえことを仕出かし俺達先祖伝来の田地に手をつけるなんて怪しからぬ」「いくらお上の威光でも無闇に金のかかる仕事を強いて人の田圃に手をつけるのは圧政だ」と声高にののしりながら松並木にさしかかるや、ソレッと命令一下100余名の警官は一斉に走り寄り検束を始めたので勿ち大格闘となりその背後より吉田保安課長の一隊が追いつき散々に蹴散らかされた。それでもなを数十名の者は遁れて第二の関門たる千住大橋に辿りついたが千住署員に検束されわずかに難を免れた数名の者だけが農商務省に到達し係官に陳情の要旨を述べることができた。処が主務省は既に県を督励してこの事業を遂行させたのだから素より聞き入れる筈もなく反対派の策動は結局徒労に帰した。(埼玉県政と政党史より)

なお、延期派による「創立総会の顛末」なる文書を要約すると次のようである。

- ・規模大なるにより精密なる調査を要す
- ・総会出席権利を失わせるため整理区より除斥

- ・土地所有者の人員増加のため1反歩の耕地を300人の所有者名義にする。
- ・われらは耕地整理に絶対反対ではない。耕地整理は百年の大計なれば慎重を要す。

5 第二地主総会

明治42年3月31日第一創業総会にもとづき直ちに耕地整理施工認可申請を其筋に提出し同年4月2日これが認可されたので耕地整理法に明記する順序に従い明治42年4月11日第二地主総会を柏壁町天理教会にて開会された。

(1) 整理派の行動

整理派は前夜より自派600余名を同教会に招集し、会場周囲には厳重なる柵を設け、取締のため浦和、鴻巣、大宮、鳩ヶ谷、幸手、久喜、杉戸、岩槻、越ヶ谷、吉川等の各警察署員分署員200名総出にて昨夜柏壁町景勝院及び普門院の二箇所に分宿せしめ、警察幹部は同町島万旅館に置き警戒に当たる。天理教会に立籠りたる整理派は午前6時他からの非難を免れん為一旦会場外に出し直ちにこれらの人々を正式に入場せしめた。同時に遅れてかけつけた自派の160人余の入場ありて自派のみで700有余人。既に場内は立錐の余地なし。よって8時40分には開会し、原又右衛門を議長に整理委員及び議事録署名委員の選挙を開始し、尾崎謙之振の発言で指名議長一任となつた。

整理委員 大沢町3、豊春村7、荻島村1、柏壁町5、大袋村8、
武里村10、川通村7、新方村6、桜井村5。

(2) 延期派の行動

延期派は前日来より協議し、有力者20名は昨10日終列車で上京し、残る同派600名は桜井村平方林西寺に各自弁当を携え夜を徹して集合し総会会場へ向かうと見せかけて無資格者を押寄せしめ、自身等は突然と東京方面に突進した。警察はこれを探知し上京組を追跡し、東武線蒲生駅を去る約二丁北方「暖」の道路に追付き70余名の者を説諭の上帰村させた。一方上京者の機先を制すべく警部巡査200名は柏壁駅午前9時5分の上り列車にて草加駅に至り下車、直ちに旧日光街道に於て上京者喰止めの手配をしたが漸次北上し久左衛門新田と蒲生村との境なる綾瀬川橋上に於て殆ど50名近き上京者と出会い説諭会せしめた。残る100余名は綾瀬川の沿岸に添いて上京したという。

(明治42年4月11付関東新報)

延期派上京委員の諸氏は昨夜上野広小路旅館都田屋の延期派本部に於て善後

策を協議し從来の如き手続き、運動方針では効果なきを以て、不日東京神田青年会館にて、整理反対大演説会を開き与論に訴える外なしと決定し13日埼玉県選出代議士弁護士福田又一氏を訪れ反対演説会の応援を求めた。

(明治42年4月14日付国民新聞)

6 断行派と延期派協商の動き

明治42年4月19日延期派の代表は県知事に面会陳情し「我々延期派は整理その事を嫌うに非らず、方法に危惧するもので最早今日に至りては運動も効なきを知れり。よって人民の意を安んずるため認可を得た設計書並に図面を借覧しわが方の技術者に調査させたいと懇願せしに知事庁内での閲覧を許可した。延期派は20日より技術者を伴ない調査を始めたという。(明治42年4月21日埼玉新報)

整理派では耕地整理委員の内より反対派に対する交渉委員を設け各町村1名宛とした。(明治42年4月27日埼玉新報)

明治42年6月より新方領内の有力者細沼貞之助、大垣六郎左衛門の両氏が仲裁調停を試み、岩槻町、浦和町にて再三再四両派の委員と会見し、第四回の会見で延期派の賛同を得たるも整理派は二項目につき熟慮の後回答をするとの約束であったが、2ヶ月を無音裡に空消せしめたるにより両氏は整理派に協商の誠意なきものと認め知事の制止も肯せず遂に8月23日仲介辞任の書状を両派及び県庁に提出した。この後延期派は8月30日「仲裁断絶顛末報告書」を領内に配布した。(明治42年9月11日付関東新報)

7 新たな反対運動と仲裁

(1) 林西寺派より分離した東養寺派の動き

耕地整理反対幹部と自称する11名派(林西寺派)より分離し大袋村大竹の東養寺を集会所と定めたる一派は人員反対者に反対派の大部分を占め行動なかなかである。また原氏外数名は知事に対し「奉請英断書」なるものを提出した。いわく、「断行以て僥倖心を絶つは威なり。同時に温情以て所懐を尽し安堵を与えるは信なり……」と、知事の英断を促している。(明治42年10月22日埼玉新報)

大沢町民の一部、大袋村民の一部、新方村民の一部、川邊村民の一部合計550余名は最後の目的手段として大槻県庁に迫りあくまで目的を貫徹せんとし明治42年10月20日夜11時頃より何れも旅装を整え行厨を携え居村を出

発したるを早くも越ヶ谷、岩槻両警察署の探知する処となり厳戒しているところ陳情員中約100名は新和村に、100余名は荻島村に、60名は大門村にて解散を命ぜられたるも余の200余名は警戒線を脱して昨晩2時続々浦和町に来り、知事に逢うて陳情せんば死すとも帰らずとの決心頑る固く、浦和警察署では署員総出勤で警戒し、重立者を説き一同を玉藏院に集め午前10時代表委員19名をして陳情せしが当日折悪しく知事上京のため勧業課長知事代理をして委員に面接したるところ委員等は耕地整理区除外に關し陳情した。

(明治42年10月22日付国民新聞)

一方整理派の原又右衛門は反対派の動きに対する当局の曖昧さを突き、耕地整理は開始の時期にきていることを知事に陳情した。その中で、・仲裁者細沼、大垣両氏への面目、・反対二派への対応と当局の躊躇を諒めている。

(明治42年10月27日付国民新聞)

(2) 飯野、田中両県議仲裁を試みる。

南埼玉郡選出県会議員飯野喜四郎、同じく田中四一郎の両氏が仲裁を試みんと10月25日整理派、東養寺派、林西寺派の三派と県庁にて会見したが東養寺派は仲裁に応ぜず絶対に除斥を主張し一同打揃って帰郷したれば仲裁者も再び言を入れず。林西寺派は未だ交渉の余地あり。整理派より4項目の覚書きを提出す。(明治42年10月30日付埼玉新報)

その後飯野、田中両仲介人は双方に対し次の4項目からなる仲介案を提示した。

- ・耕地整理委員の増員。
- ・延期派より9人の調査委員を選出。
- ・工事は整理事務所と町村負担に分ける。
- ・監査委員9人の設置。

これに対し原整理委員長より受領覚書が仲介人に提出され、林西寺派は3日間の熟議期間を求めた。東養寺派は千間堀排水力の如何に依る、整理費5円以内なら整理も可とした。

東養寺派は耕地整理の起工が迫りたるを憤慨し明治42年11月9日夜機動演習取締のため巡査不足に乗じて約300名が県庁へ出発したところ鳩ヶ谷、岩槻両署長以下数十名の巡査が野田村、大門村間に非常線を張り110余名を説論して帰村させ、浦和署も非常招集して尾間木村にて立ち去らしめた。しかし、警戒戦を突破した大沢町9名、大袋村16名、川通村1名、桜井村7名は出県し、あくまで整理地区の除外の目的を貫徹せんと主張した。

(明治42年11月11日付国民新聞)

8 新方領耕地整理事業着工の慘事

島田知事は11月17日整理委員長、工事正副係長らを県庁に召喚し訓示する所あり。翌18日整理資金調達方につき岩井官と協議し8万円の収入見込を立てり。なお整理反対派の気焰は大分沈静したるも整理委員に対する迫害的行為ある場合は相当の取締をとるという。（明治42年11月19日付埼玉新報）

起工準備として技術者の測量に従事せんとするや延期主唱者は隊伍を組んでその作業を妨害して止まず。されば県より警官の派遣を乞い測量作業の警護に当たった。そのうち最も妨害が猛烈を極めたのは川通村大森地区内の須賀川の測量作業中で、農民の一人は裸体のまま大の字になり地に臥し、「杭を打つならおれの腹の上から打って呉れ」と（埼玉県政と政治史）。遂に犯罪者（？）2名を出すに至り、うち一人は未決中牢死するという惨事を惹起せり。（竣工記念帖）

11月4日以来県より技術官出張し準備中なりしが22日（明治42年11月）起工式を挙げて全地区を三工区に分ち各区共方200間の模範工事を施工。工事は引き続き各大字を小工区に分ち区民に請負わして全部一時に着手し遅くも明年2月中旬には予定の工事を終わり、苗代播種までには完全なる成績を挙ぐる方針なり。ちなみに工事費金8万円は中井銀行との借款成立し24日取引きを完了したり。（明治42年11月25日付国民新聞）

直接工事監督員

埼玉県技師 大岡大三

本部付農業技手 3名

第一出張所 農業技手 6名

第二出張所 農業技手 6名

第三出張所 農業技手 6名

9 用水路と共同苗代

一面平坦に見える領内の土地にも高低の差があり、用水路の敷設や用水路の延長等に苦心があった。武徳川の中流は低地の増田新田あり川敷の底上げが必要でこの低地部には鋼板を使用した。

また比較的高地の大泊では大泊大用水の一部を平方へ延長した場合用水不足のおそれありとし明治43年3月陳情書を提出した。明治43年5月には共同苗代地が各所に設置され6月には大体の工事を完結させた。

10 明治43年の大水害と埼玉治水会の創立

この年7月は打ち続く旱天に田畠は乾燥し、各地で水の奪い合いが起こっていたが8月2日より降り出した雨は10日には更に倍加し13日には利根川の中条堤（別名水越堤）が破壊し東京府下まで浸水した。新方領内では北方の新方囲堤が数ヶ所破壊し領内は一面泥海となった。減水15日を要し収穫皆無のみならず工事中のもの大捐所となる。県民側として緊急に善後策と復旧のため9月1日には「埼玉水害善後同盟会」が結成され各郡の代表者が常任委員となり、南埼玉郡からは中村悦蔵が選ばれた。これと前後して利根川、渡良瀬川、荒川等の治水工事達成を期する治水会がそれぞれ組織されていたので9月19日三川の治水会を合併して「埼玉治水会」が創立され評議員に南埼玉郡からは原又右衛門、高橋莊之丞、中村悦蔵、藤波玉太郎が選任された。この埼玉治水会はその後県下の河川改修、治水、耕地整理等の推進に大いに貢献している。

（埼玉県政と政党史）

新方領耕地整理地区の被害復旧工事は翌44年6月までに大体完結した。

11 新方領耕地整理組合と末田大用水組合との和解

新方領耕地整理地区では新法に基づく組織作りに着手し明治43年12月26日武里小学校にて総代理人会を開き原又右衛門を組合長に選任し、設計変更案、発起費整理費決算認定等を附議し満場一致可決した。

（明治44年1月7日埼玉新報）

明治44年5月15日耕地整理組合に組織変更認可申請を提出し、同5月29日認可された。

また、耕地整理発起の段階からの末田用水組合との紛擾は仲介者飯野喜四郎、駒崎幸右衛門二氏調停の結果明治44年5月24日協定覚書が交換されて解決し、双方代表者及び関係町村長等25名は24日岩槻町布袋櫻に会合し和解の祝宴をあげた。（明治44年5月28日付国民新聞）

12 新方領内の湛水と下千間堀の開削

新方領堀伏越樋管の下流、即ち下千間堀の改修については新方領耕地整理組合からの度重なる要請に対し増林村に於てはこの要請を拒否続け、明治44年8月15日「増林地内千間堀開削反対上申書」を県知事に提出した。

しかるところ明治45年6月16日から17日にかけ豪雨があり耕地整理区

域での湛水面積は次のようにある。

豊春村	谷原上下大増新田	300町歩
武里村	増田新田	40町歩
川通村	大口、大谷、大戸	26町歩
桜井村	上下間久里、大泊	50町歩
新方村	各字にわたる	300町歩
大沢町	裏耕地	14町歩
	合計	750町歩

同30日にも再び豪雨あり湛水甚だしく、殊に下郷の新方村一帯の水田300余町歩は上流の排水甚だしきため上郷の排水を一時停止した処、今度は上郷なる豊春村一帯の水田約300町歩湛水の外150町歩の湛水田ある為如何ともし難き状態なり。これを救う唯一の策は千間堀下流なる増林村の一部を直通する外なしと原組合長ら四氏は7月6日県に出頭し島田知事に「増林村地内千間堀開削の義」を嘆願した。（明治45年6月22日付及び7月11日付埼玉新報より）

大正元年10月5日牧野農商務大臣は下岡農商務局長外数名を従えて千葉県野田町および南埼玉郡新方領の耕地整理を視察す。一行中の月岡耕地整理課長の語る所を記すと、整理事業発企の当時非常に反対あり当時の大浦農相は地区内700町歩を除斥したと説明し、ついで新方領の排斥路たる千間堀は排斥悪く、為に湛水常に絶えざるにより充分の収穫なかったが、耕地整理により排水を完全にしたところ、今年の如きは1反歩平均6俵の収穫あり、これを整理前に比べれば5斗（1俵は4斗）の增收なり。整理地2200町歩の合計增收1万1千石その利益実に甚大なり。しかし整理の経費は僅かに16万円に過ぎず…と云う。蓋し月岡課長は未だ千間堀の排水が不完全にして大雨に際せば被害有ることを知らざるや。（大正元年10月8日付埼玉新報より）

その後も下千間堀改修については双方とも交渉を続けようやく大正2年にいたりて「千間堀に関する増林村との協定書」が交換され、双方の関係は将来「新方領堀普通水利組合に引継ぎ一切の権利義務を継承する」ことになった。

13 延期派地区（一部を除く）の組合加入と耕地整理事業の竣工

大正期に入ると延期主唱派の中にも変化が生じ次の地域が耕地整理組合に加入し、大正3年4月28日には耕地整理地区並びに設計の変更許可が出た。

川通村（大森、大野島） 桜井村（平方） 新方村（船渡）

こうして耕地整理事業も完成間近になった大正4年2月17日発起以来委員長、組合長として日夜身命を賭けて奮闘してきた原又右衛門氏が病死した。大正4年3月3日尾崎麟之振が組合長に選任され大正5年3月27日に至りて耕地整理工事は完成した。

大正6年12月21日換地処分認可申請、大正7年2月21日同認可。

その後も地価問題等の紛擾（大正6年1月25日付東京日日新聞）はあったが新方領耕地整理記念碑除幕式は大正8年4月10日午前10時より桜井村大泊（戸井橋際）同碑前に於て挙行、岡田知事を始め過去10年間同事業に関係したる各官公吏、地方名譽職、其他100余名を招待、各種余興の催しがあり參觀人無慮1万人と註せられ同地方未曾有の盛況を呈したり。（大正8年4月11日付国民新聞より）

そして大正11年2月には「原又右衛門頌徳碑」が新方領耕地整理事務所であった武里村大場1283番地の光明寺境内に建てられた。

III 新方領耕地整理のまとめ

1 整理地区町村

川通村、豊春村、武里村、大袋村、桜井村、大沢町、柏壁町、新方村、茨島村の二町七村、3000町歩

2 事業進行

明治42年 1月 6日 発起申請
明治42年 3月31日 創業総会
明治42年 4月 2日 施工認可
明治42年10月20日 起工
大正 5年 3月29日 竣工

3 金融機関

日本勧業銀行を主力に中井銀行、柏壁銀行、栗橋銀行、埼玉農工銀行、日進銀行、
他に個人融資者として峯島きよ、原又右衛門、岩井清二郎

4 負担額 一反歩に付

田 每年1円8厘3毛
畑 每年 33銭1厘
山林 > 每年 2銭5厘9毛
原野

5 耕地整理の効果

- ・灌漑、排水共に良好になる。
- ・共同苗代が可能になる。
- ・労働力が反当平均4人減となる。
- ・農道直線となる。
- ・二毛作田が増加する。
- ・土地売買価格が2倍～3倍になる。

6 債還金

15年以内の年賦均等償還方法で毎年2回償還し、大正19年に全額完済の予定。

では事業後の決済はどうであろうか。

1 債還金

主力の日本勧業銀行の場合

借入金 18万5114円

年利 7分5厘

15年年賦

据置 3年

となっていたが、大正7、8年の米価高騰のため余裕が生じ大正10年4月12日全額弁済す。

2 事業決済

	事業計画	事業決済	増 減
区域反別	2933町歩	3087町歩	+15町歩
区域地価	91万0518円060	97万6500円	+6万5982円
総工費	18万5414円905	19万8000円	+1万2585円

3 耕地整理前後の地目別面積(大正6年資料)

	整 理 前	整 理 後	増 減
一毛作田	2004町3201	1489町7000	-514町6201
二毛作田	15町9800	596町5000	+580町5200
畑	700町9426	682町0510	-18町8925
山林原野	19町5829	16町3119	-3町2710
その他	1町9726	3町3925	+1町4199
国有地	114町1219	264町1307	+120町0088
宅 地	101,846坪58	117,142坪84	+15,296坪27

IV 耕地整理後の現況

1 計画で成案を見なかったこと

- (1) 千間堀下流（増林村地内）の改修工事
- (2) 豊春村増戸、増富、南中曾根、新方袋、大袋村大林、大房。
地内 191町歩は未施工

2 扱と用水

(1) 元荒川の扱

増ノ川扱（旧増戸扱）、武徳川扱（旧6ヶ村扱）、大野島扱、
三大川扱（旧三ヶ村扱）、須賀扱。

(2) 古利根川・葛西用水

立野扱（備後）、東の扱（平方、東に移転）、上河原扱（船渡）、
無量院扱（船渡）、新松扱（大松、新設）、小樋口扱（向畑）、
寺前扱（大吉）、宮ノ下扱（大吉）、櫻戸扱（大沢）、箱扱（大沢）、
正八扱（大沢）。

しかし、元荒川の上流には他町村の5ヶ所の堰がある、灌水時には流水を
阻止せられるため末田須賀堰貯溜水に頼る外かなかった。また、武徳川用水は
高地より低地へそしてまた高地へと流すため、川通村増長、武里村増田新田、
同中野の間は盛土をし（高架式）滲透水を防止するため鋼板工を施した。

3 悪水

領域の状態からすれば、耕地整理の大きな狙いは悪水排除であった。よって
悪水排除には最も緻密なる計画を立てた。

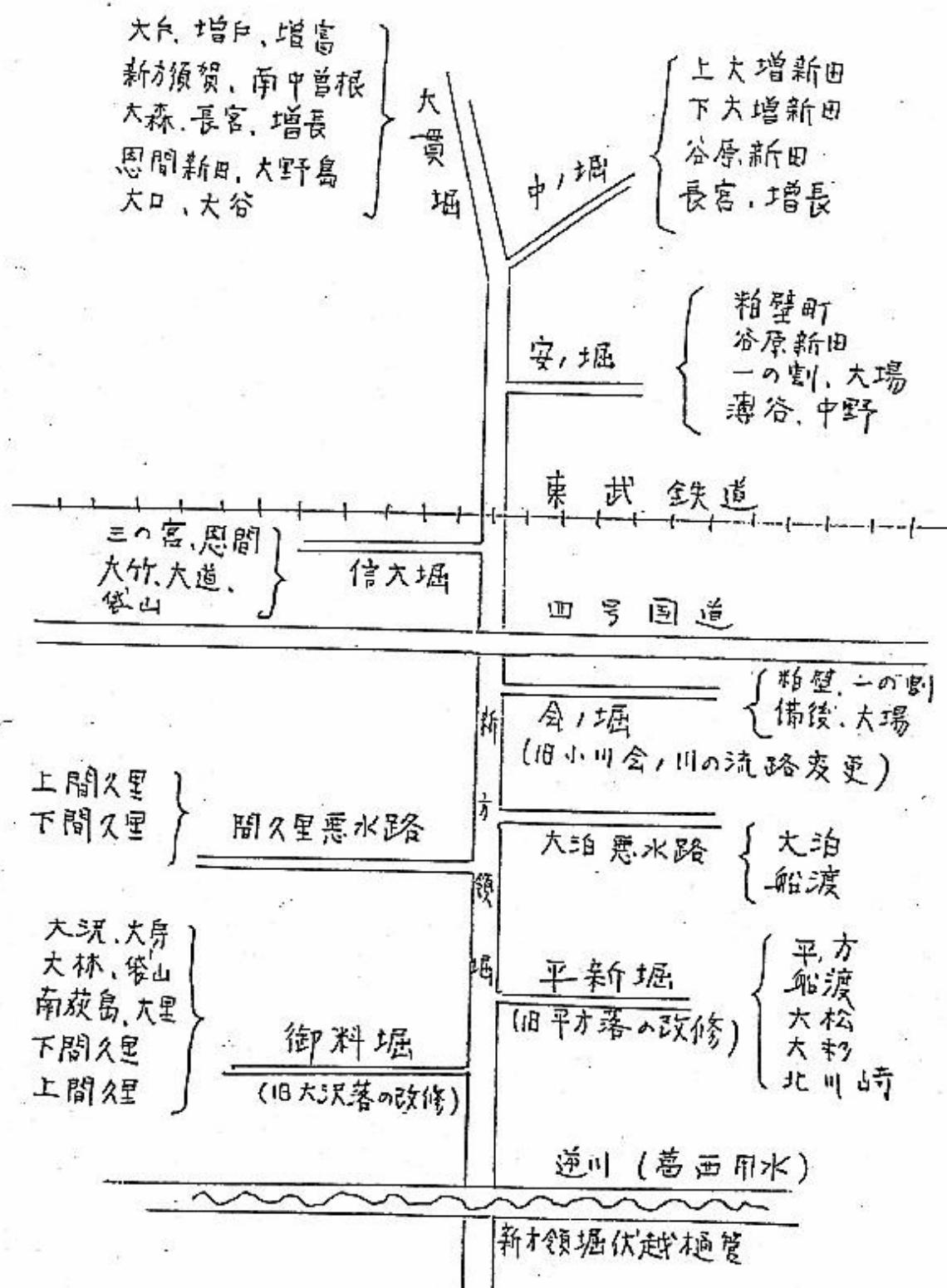
旧大吉伏越樋管は耕地整理着手の前年に水利組合事業として改良伏越樋管に
改築し「新方領堀伏越樋管」と改称した。

悪水全体の状況は図5の如し。

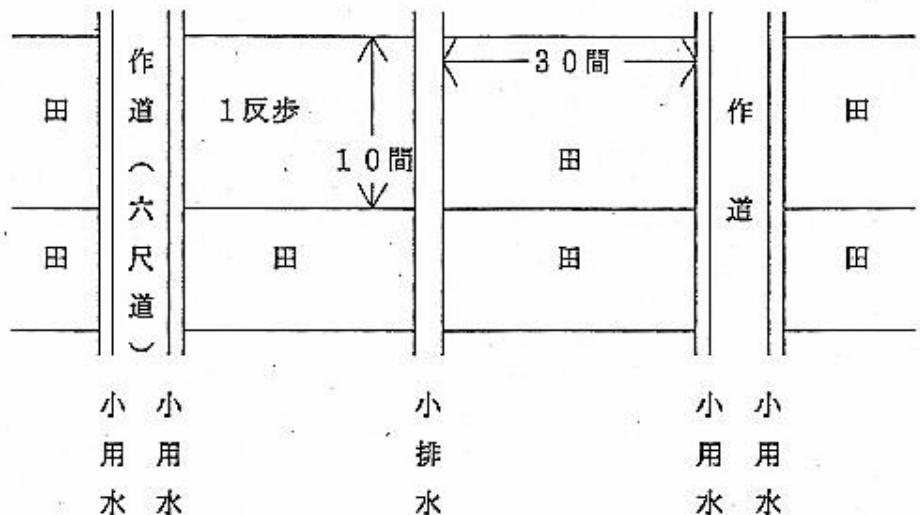
4 道路の種類

里道	町村大字間の連絡道	巾 10尺2寸
支道	作道の延長大なる所	巾 9尺
本道	交通の頻繁なつ所	巾 9尺
作道	本道に直角の横道	巾 6尺
小道	畠地間の通路	巾 3尺
出入道	宅地、墓地の出入り	巾 7尺2寸

図5 新方領悪水模式図



5 反区と用排水路



V 新方領堀の改修

耕地整理事業中に増林村との間に締結されていた千間堀下流の改修工事は大正14年埼玉県議会へ提案され議決の後国庫補助事業として実施された。概要是次の如し。

- ・着工 昭和2年
- ・竣工 昭和8年
- ・改修延長 新方領堀本川 10,807m
支川会ノ堀 2,435m
- ・川幅 3倍に拡張
- ・構造物 永久コンクリート
 - 橋梁 36橋
 - 掛樋 4本
 - 伏越 4所
 - 排樋 92本
- ・工事費 本川 48万6360円
支川 3万4845円
その他合計 65万5000円

[年表 1] 『新 方 領』

- 永久2? (1114) 下総国葛飾郡西川辺莊大沢村 (太田 深間社由緒書)
- 弘安8 (1285) 板碑 (南中曾根)
- 10 (1287) 板碑 ("")
- 正応3 (1290) 板碑 (柏壁)
- 正安2 (1300) 板碑 ("")
- 嘉元3 (1305) 『金沢瀬戸橋造営』河辺新方分 (銀称名寺文書)
- 正和元 (1312) 板碑 (大竹)
- 文保元 (1317) 板碑 (恩間)
- 元享3 (1323) 板碑 (新方須賀)
- 正中2 (1325) 板碑 ("")
- 嘉暦元 (1326) 『下総国新方検見帳』十石分、五石分 (銀称名寺文書)
- 2 (1327) 板碑 (新方須賀)
- 元弘年中 (1331~4) 『柏壁八幡社ハ新方ノ總鎮守』 (風土記)
- 享徳3 (1454) 『新方莊一枝目香取太田』 (-) 香取社鰐口銘)
- 文明6 (1473) 『新方莊長宮香取』 (長宮香取宮鰐口銘)
- 文亀4(永元) (1504) 八条兵衛尉新方氏ノ向畠陣屋ヲ鷲 (鶴山譜 文書)
- 永正ノ頃 (1510) 『武州平沼郷』 (吉川町) (栗田政助文書)
- 文禄元 (1592) 『市野割香取社ハ元新方領ノ鑑守』 (香取社縁起)
- 慶長17 (1612) 『武州埼玉郡新方領市野割村』 (香取社縁起)
- 寛永6 (1629) 『武州騎西郡新方莊』 (柏壁中島家文書)
- " ("") 『騎西郡東新方之内』 (大松清淨院検地帳)
- 慶安元 (1648) 『武藏国葛飾郡大房村』 (大房淨光寺朱印状)
- " ("") 『武藏国葛飾郡大泊村』 (大泊安国寺朱印状)
- 寛文10 (1670) 上・下大増田新田ノ開発 (郡村誌)
- 元禄8 (1695) 武藏国埼玉郡東新方領大松村 (大松清淨院由緒書)
- 宝永3 (1706) 増田彦右衛門大場沼を開拓し『増田新田』と称す
- 嘉永4 (1851) 武州埼玉郡新方庄大松村 (清淨院寺号由来)

[年表2] 旧新方領耕地整理 年表 (賛助より年月に順次あり)

- 昭和23
 39 新潟村吉利被叫戻に新水堤を築く
 40. 6 大治・大島堤場廢止、緩模堤雨水を大治地区に通水
 40. 6 新潟村の耕地整理基本調査出願
 10 2町7村の合同耕地整理基本調査終了
 11 各阿長山村委会議員、区長に対し「耕地整理施行に関する協議会開催通知」
 11 5 耕地整理基本設計規則等の説明会開催 13回
 41. 3
 40. 12. 14 大久保知事農高務省商工局長に転任
 県知事に京都府府務部長鳥田副太郎着任
 41. 3. 27 鈴谷南端五郡長休職、後任は祖父郭長與田榮之進
 3. 30 新方領耕地整理発起人会を開く
 発起書務長に奥田南端五郡長
 4. 實施調査八出願
 4. 14 桜井村平吉：「新方領耕地整理地区外取成同進会」が挙成され
 「耕地整理地区除外申請書」を奥田郡長へ提出
 6. 21 耕地整理区域統合会開く
 41. 5.
 5 新地整理実施調査並事業申請準備
 42. 2
 41. 9. 10 奥田郡長 鳥日知事を訪ね、覚悟を披瀝
 10. 25 大音伏越通管改良につき大沢町大松屋にて奥田郡長は増持村長今井是
 横木天威と協議
 11. 13 発起事務長奥田郡長より不回復模擬普通水利組合に対し耕地整理
 区への引用水入渠申請書を提出
 11. 30 中止派奥田郡長に「新方領耕地整理延期申請書」を提出。同じ内容を
 各地主に配布
 12. 8 大音伏越通管改修につき千間堀悪水路普通水利組合(管理官奥田
 郡長)と増持村(今井亮村長)で「千間堀ニ關スル協約」が結ばれる
 12. 18 宇止派各地主に對し檄文「新方領耕地整理區に警告書」を配布
 12. 21 本領復堤群普通水利組合は12町2の多款で耕地整理区への用水引用を
 否決す
 42. 1. 6 農務省に向づ発起申請書を提出
 1. 22 主務省より発起申請認可
 延期派大房淨光寺に集会「延期の決議書」を満場一致で決議
 800名参加、誓宮100余名等戒にあたる
 1. 23 延期派「耕地整理創業組合ニ關スル注意書」配布
 1. 30 京府大用水組合は四丁野迎坂院にて耕地整理区との交渉経過報告
 会を開催、300名参加
 2. 2 延期派は大戸第六天神社前玉屋にて演説会、500余名参加
 2. 14 仲裁者川上參三郎、飯野吾四郎、駒崎幸右衛門幹綱にて京府大用水組合に対する
 方領耕地整理地区・協商・付金会の通知を交付に促進
 2. 18 仲裁者川上、飯野、駒崎にて新方領耕地整理地区对京府大用水組合の協商
 要書を交換す。200町歩の給水取扱記

- 昭和42. 2. 22 末日大用水組合は調査報告会を下野迎賓館にて開き、管理者中村徳
威、仲間者飯野喜四郎より経過報告し、六次河太松尾にて懇親会
大吉伏越直管改良工事竣工し、「新すれ縫伏越直管」と改称。
3. 31 新方領地整理区第一創立総会を新壁町元理教會にて開催。(規約、
設計書、予算書の承認)。新地整理施行認可申請書提出
4. 2 新地整理施行認可
4. 11 第二地区総会を柏原町元理教會にて開催。(規約、設計書の承認、役員、
委員の選挙)
4. 12 通報派上野広小路旅館御田屋にて協議
4. 19 通報派直脇景知事に面会、知事設計図等の閲覧を許可。
4. 26 整理派は通報派に対する交渉委員を各町村に置く
4. 26 通報派は整理派に協商案を提案し、一週間にわたり交渉以、物別林に於
組合員互助、大垣六郎左衛門の西氏仲裁調停に割出す
6. 8. 23 組合、大垣の西氏「仲裁幹任書状」を整理派、通報派、渠に送付す
8. 30 通報派「仲裁幹任書状」を渠市
9. 1 奥田郡長は比企郡長に転任
- 比企郡長 水谷麻之助、岸崎井郡長に着任
9. 13 新地整理委員会開催(利益、均等、地代の配分、工事の保全、整理行
事の承認)
10. 19 原文右衛門「奉請美断書」を県知事に提出。整理委員長名で
「全領一致」文書を領域内に配布
10. 20 工事着手。農業、技术21人、工賃10人を三ヶ張所に配置。
京急半波 大学にて渠岸へ
10. 21 飯野喜四郎、田中四一郎、西景謹による幹綱工作始まる
10. 25 飯野喜四郎、田中四一郎、西景謹による幹綱工作始まる
11. 3 飯野、田中、三波に委協案を提示
11. 9 東急半波 大学にて渠岸へ
11. 17 岩田知平は整理委員長、工事・会計・庶務等の正副係長を召喚す
11. 22 起工式(記念柱では20日)
11. 24 工事費のうち8万円は中井銀行より取引す
43. 2. 大治地区は須賀堀用水へ平野地区へ引水に伴ての陳情書を整理委
員長並県知事に提出
5. 共同苗代地を各地に選定
8. 13 今3年の水害 整理区の被害甚大
9. 19 埼玉治水会の創立
12. 26 新法に13組合に改組申請
44. 5. 24 末日大用水組合より紛糾は飯野、鈴崎、新井と御元(岩瀬町下袋様)で祝宴
5. 29 新地整理組合に組織変更認可
45. 6. 16 岩田によう新方領域の治水
7. 6. 新方領地開削の諸原書県庁へ提出
- 大正3. 3. 18 下流新方領域の開削問題解決
4. 29 新地整理地区変更並設計変更認可(平井、船渡、大野島、六ヶ入加入)
4. 2. 17 組合長 岩田石井門飛段
3. 3. 尾4年元請之延、組合長となる
5. 3. 27 新方領新地整理事業竣工
9. 4. 10 新方領新地整理記念碑除幕式典(新方領地内開拓祭)

あとがき

新方領耕地整理は、増林村内の千間堀改修によって事実上終結した。しかしその後も大なり小なりの洪水、湛水、用水不足は勿論完全解消はされないまでも農民の得た利益は莫大なものであり「その面積の膨大なること、その効果顕著なること、その費用僅かなること等は以て全国随一と称せられる」といわれるが一方紛擾も多く激しかったことも一番ではなかつたろうか。

耕地整理事業のシンボルともいえる記念碑は4号国道、新方領川、会の堀、須賀大用水掛樋らが一極集中する戸井橋河畔にあるが、今や会の堀、新方川は下水川となり、須賀大用水は機能を停止し掛樋は破壊され、毎年花を咲かせていた記念樹の桜の姿はなく、碑は草におおわれて尋ねる人、問う人もいない。

(平成4年1月26日 高崎 力 編集)

本資料は平成4年1月26日・越谷市郷土研究会・第104回研究発表会・
資料として初版が作成された。